

港湾運送分野における経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の 安定的な提供の確保に関する制度の解説

【凡例】

法律：経済施策を一体的に構ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号）

省令：国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和 5 年国土交通省令第 62 号）

【特定重要設備】

問 1—1

一般港湾運送事業の特定重要設備として、省令で以下のとおり記載されていますが、具体的にどのような設備が該当しますか。

- 五 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号に規定する一般港湾運送事業 特定港湾（同法第二条第四項に規定する港湾であって、前年までの過去三年間における一年当たりのコンテナ取扱量の平均が八十万個以上であるものをいう。次条第五号において同じ。）におけるコンテナ埠頭において使用される情報処理システムであって、次に掲げる機能の全てを有するもの
- イ 船舶へのコンテナ貨物の積込に関する計画を作成する機能
 - ロ コンテナ貨物の配置に関する計画を作成する機能
 - ハ コンテナ貨物の配置の状況の管理を行うための機能

（答）

- 特定重要設備には、特定港湾のコンテナターミナルにおけるターミナルオペレーションシステム（以下、「TOS」という。）であって、以下の①～③の機能の全てを有するものが該当します。
- ① 船舶へのコンテナの積込に関する計画の作成
 - ② コンテナの配置に関する計画の作成
 - ③ コンテナの配置の状況の管理

問 1—2

特定重要設備（TOS）は特定港湾において使用されるものに限定されていますが、特定港湾とは何を指しますか。

（答）

- 特定港湾は、省令上「前年までの過去三年間における一年当たりのコンテナ取扱量の平均が八十万個以上である港湾」としています。令和 7 年時点では、

京浜港（東京港、川崎港、横浜港）、名古屋港、大阪港、神戸港及び博多港が該当します。

- なお、上記の「コンテナ取扱量」とは、TEU 換算したコンテナ取扱量を意味します。例えば、10 フィートコンテナ1 個は0.5 個、20 フィートコンテナ1 個は1 個、40 フィートコンテナ1 個は2 個として計算します。

【構成設備】

問2

一般港湾運送事業の構成設備として、省令で以下のとおり記載されていますが、「サーバー」、「ソフトウェア」とは何を指しますか。また、具体的にどのようなサーバーやソフトウェアが構成設備に該当しますか。

五 第一条第五号に掲げる特定重要設備 次に掲げるもの

イ 船舶へのコンテナ貨物の積込に関する計画の作成、コンテナ貨物の配置に関する計画の作成又はコンテナ貨物の配置の状況の管理（ロにおいて「計画の作成等」という。）の用に供するサーバー

ロ 計画の作成等の用に供するソフトウェア

（答）

- 「サーバー」、「ソフトウェア」とは、それぞれ以下のものを指します。

＜サーバー＞

- ・データベースサーバー、アプリケーションサーバー等（サーバーの動作に係るオペレーティングシステムを含む）

＜ソフトウェア＞

- ・アプリケーション
- ・上記アプリケーションの動作に係るミドルウェア及びオペレーティングシステム

- また、構成設備は、サーバーやソフトウェアのうち、問1—1で示している特定重要設備（TOS）が有する①～③の機能を提供するものが該当します。なお、問1—1の①～③の機能を管理統制する基幹的なサーバーやソフトウェアについても構成設備に含まれます。

- 他方、問1—1の①～③の機能以外の機能を提供するソフトウェア及び当該ソフトウェアのみが搭載されているサーバーは構成設備に該当しません。例

例えば、会計機能を提供するソフトウェア及び当該ソフトウェアのみが搭載されているサーバー等が挙げられます。

【重要維持管理等】

問 3—1

重要維持管理等として、省令第8条第1号で「維持管理」と規定されていますが、特定重要設備（TOS）の維持管理には具体的にどのような行為が該当しますか。

（答）

- 具体的には、特定重要設備（TOS）の不具合・故障への対応、構成設備のうち物理的な装置の部品交換、プログラムの更新等の保守点検、システムの状態監視等が該当します。

問 3—2

重要維持管理等として、省令第8条第2号で「操作」と規定されていますが、特定重要設備（TOS）の操作には具体的にどのような行為が該当しますか。

（答）

- 具体的には以下の全て又はいずれかの行為が該当します。
 - ・ 特定重要設備（TOS）のうち、船舶へのコンテナの積込に関する計画の作成に係る機能を用いて、当該計画の作成を行うための操作
 - ・ 特定重要設備（TOS）のうち、コンテナ貨物の配置に関する計画の作成に係る機能を用いて、当該計画の作成を行うための操作
 - ・ 特定重要設備（TOS）のうち、コンテナの配置の状況の管理に係る機能を用いて、当該管理を行うための操作
- その他、問1—1の①～③の特定重要設備（TOS）の機能を管理統制する基幹的なサーバーやソフトウェアに対する操作も該当します。

【導入等計画書等の届出要否】

問 4—1

既に導入が完了している特定重要設備（TOS）は、特定重要設備（TOS）の導入に関する導入等計画書の事前届出が必要ですか。

（答）

- 導入等計画書の届出義務が生じた時点（特定社会基盤事業者[※]として指定を

受けた日から6か月が経過した時点)で既に導入が完了している特定重要設備(TOS)については、当該導入に関する導入等計画書の事前届出は不要です。

- 他方、導入等計画書の届出義務が生じた後に特定重要設備(TOS)全体を交換する場合や、特定重要設備(TOS)の機能に関する変更(問4—2を参照)に当たる設備や部品の交換を行うなど、特定重要設備(TOS)の新たな導入に該当する行為を行う場合には、特定重要設備(TOS)の導入に関する導入等計画書の事前届出が必要となります。

※ 特定社会基盤事業者：本制度の規制対象となる事業者

問4—2

特定重要設備(TOS)の機能に関する変更とは、具体的にどのような変更ですか。

(答)

- まず、特定重要設備(TOS)の機能とは、特定社会基盤役務※を安定的に提供するためTOSが有する固有の役割を果たす作用であり、具体的には特定重要設備(TOS)の要件としている問1—1の①～③及びこれらの管理統制を行うための各種作用のことを言います。
- 特定重要設備(TOS)の機能に関する変更としては、これら機能を実現するための作用の追加、作用の一部除去、異なる作用への転換が挙げられます。
(例)・コンテナの配置に関する計画の作成方法(プログラム)の変更
- また、特定重要設備(TOS)の構成設備(問2を参照)を大規模に変更する場合も含まれます。
(例)・サーバーの耐用年数の経過による変更(リプレイス)
・クラウド化に伴う変更
- なお、特定重要設備(TOS)の機能に関する変更については、個別の事例ごとに判断されるものであることから、相談窓口にご相談ください。

※ 特定港湾におけるコンテナ荷役

問 4—3

特定重要設備（TOS）の導入に係る導入等計画書を届け出た特定重要設備（TOS）について、導入後に、特定社会基盤事業者が他の事業者へ委託してプログラムの変更等（バージョンアップを含む）を行わせる場合、導入等計画書の届出又は変更の報告が必要ですか。

（答）

- 届出等の要否は、以下のとおり、プログラムの変更の程度によって異なります。

（1）当該変更が新たな特定重要設備（TOS）の導入に該当する場合

導入等計画書の届出が必要です。「新たな特定重要設備（TOS）の導入に該当する場合」については、問 4—1 及び問 4—2 をご参照ください。

（2）構成設備の種類、名称又は機能の変更を行う場合

（1）に該当しない場合であって、構成設備の種類、名称又は機能の変更を行う場合は、変更後に遅滞なく構成設備の変更の報告が必要です。当該変更には、変更内容を織り込まないと「機能」の動作に支障をきたす変更が含まれます。

なお、日常的なバグ修正等のアップデートのみを行うもので、「機能」の動作に支障のない（「機能」自体に変更のない）変更等については、届出又は変更の報告を行う必要はありません。

- また、他の事業者へ委託して行わせるプログラムの変更等が、重要維持管理等の委託の一環（システム保守）として行われる場合は、当該変更等についてあらかじめ重要維持管理等の委託に係る導入等計画書の届出が必要です。

問 4—4

特定重要設備（TOS）のうち、複数の特定社会基盤事業者により同一の設備を共同で使用しているものについて、具体的にどのような者が導入等計画書等を届けなければならない者に該当しますか。

（答）

- この場合、全ての共同使用者が導入等計画書等を届け出なければならない者に該当します。

【届出事項】

問 5—1

特定重要設備（TOS）の供給者とは、具体的にどのような者を指しますか。

（答）

- 特定重要設備（TOS）の供給者とは、「特定重要設備として機能が充足された状態のものを製造又は供給する者」のことをいいます。
- なお、特定社会基盤事業者が自ら保有しない特定重要設備（TOS）を用いてコンテナ荷役を提供する場合において、特定社会基盤事業者と特定重要設備（TOS）の供給者の間に存在する契約者（港湾運送事業者や海運会社、コンテナターミナルの運営会社等が、特定社会基盤事業者に代わって供給者と契約している場合等）は「特定重要設備（TOS）の供給者」に該当せず、「特定重要設備（TOS）の導入に携わる者」と整理されます。
- 「特定重要設備（TOS）の導入に携わる者」については、問 5—3 をご参照ください。

問 5—2

構成設備の供給者とは、具体的にどのような者を指しますか。

（答）

- 構成設備の供給者とは、「構成設備として機能が充足された状態のものを製造又は供給する者」のことをいいます。
- 例えば、サーバーの供給者としては、サーバーとして機能するハードウェアを製造した者やサーバーの動作に係るオペレーティングシステムを供給する者、サーバーとして機能するハードウェアとその動作に係るオペレーティングシステムを一体的に構築する者等が挙げられます。

問 5—3

特定重要設備（TOS）の導入に携わる者とは、具体的にどのような者を指しますか。

（答）

- 「特定重要設備（TOS）の導入に携わる者」としては、以下の①～③が該当します。
 - ① 特定社会基盤事業者と特定重要設備（TOS）の供給者との間に介在し、特定重要設備（TOS）の供給網の管理その他の特定重要設備（TOS）の導入

に当たって重要な役割を有する者（例：商社等）

- ② 特定重要設備（TOS）の導入に際して、サイバーセキュリティに関するテストを実施するなど、当該特定重要設備（TOS）の操作を行う者
- ③ 特定社会基盤事業者と特定重要設備（TOS）の供給者の間に存在する契約者（港湾運送事業者や海運会社、コンテナターミナルの運営会社等が、特定社会基盤事業者に代わって供給者と契約している場合等）

問5—4

特定重要設備（TOS）の導入の時期とは、具体的にどのような時期を指しますか。

（答）

- 特定重要設備（TOS）の導入の時期とは、「特定重要設備の導入までの一連の行為（設計、開発、組立て、設置等）が完了し、役務の提供の用に供する時点」を指します。
- 特定社会基盤事業者が特定重要設備（TOS）を自ら保有しない場合であっても、特定社会基盤事業者が特定重要設備（TOS）を役務の提供の用に供する時点が導入の時点となります。

【リスク管理措置】

問6

港湾運送分野において、以下の項目に記載の国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準とは何が該当しますか。

- ・導入等計画書（特定重要設備の導入を行う場合）5．特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項⑭
- ・導入等計画書（特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合）5．重要維持管理等の委託に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項⑨

※ 内閣府の技術的解説参照

（答）

- 国内の関連法規のうち、特定社会基盤事業を規律する及び設備の安全基準に関連する法令は、港湾運送事業法（特に「港湾運送事業法施行規則」におけるサイバーセキュリティに係る規定）となります。

- また、特定重要設備(TOS)に係る国際的に受け入れられた基準については、本分野で該当するものではありません。